



第10号様式

27八支港第680号  
平成27年12月9日

株式会社浅沼組 殿

発注者 東京都港湾局長 武市 敏

通知者 東京都八丈支庁長 宮内 利宏



## 工事成績評定通知書

貴社が施工した工事について、東京都工事成績評定要綱第12条第1項に規定する成績評定の結果を下記のとおり通知します。

## 記

工 事 件 名	平成27年度洞輪沢漁港東防波堤(改良)建設工事		
契 約 日	平成27年7月2日	完 了 日	平成27年11月27日
業 種 番 号	0300	業 種 名	河川工事
主任(監理)技術者	沖山 隆太		
成 績 評 定	総評定	70 点	(項目別評定点表は第11号様式のとおり)

75点以上は優良、60点未満は不良となります。

この成績評定に疑問がある場合は、以下の「成績評定についての問合せ先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(期間の末日が、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。)に説明を求めることができます。

その説明に苦情がある場合は、以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は、書面により行います。また、その回答に更に苦情がある場合は、再度の苦情申立てを行うことができます。

## 「成績評定についての問合せ先」

東京都八丈支庁港湾課長 岡部 幹雄  
東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2 04996-2-1115

## 「苦情申立て宛先及び提出先」

宛 先：工事成績評定通知者(再度の申立ての場合は契約担当者)  
提出先：東京都八丈支庁港湾課長 岡部 幹雄



## 項目別評定点表

評 定 項 目 ・ 細 目		評 定 点 / 満 点	
1 基本的な技術力と成果の評価	施 工 体 制	施 工 体 制 全 般	3.9 / 5点
		配 置 技 術 者	3.9 / 5点
		対 外 調 整	3.9 / 5点
	現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	7 / 10点
		工 程 管 理	7.8 / 10点
	施 工 管 理	施 工 管 理	11.3 / 15点
		品 質 管 理	11.1 / 15点
		出 来 栄 え	22 / 30点
	2	技 術 力 の 発 揮	/ 2点
3	創 意 工 夫 と 熱 意	/ 2点	
4	社 会 的 貢 献	/ 1点	
5	法 令 遵 守 等		
総 評 定 点		70 / 100点	

1 総評定点欄は、小数点以下を切捨て、整数としています。

2 通常の評定は、「1基本的な技術力と成果の評価」で評定しますので、「2技術力の発揮」、「3創意工夫と熱意」、「4社会的貢献」については、評定しないことがあります。